

がん診療連携拠点病院制度（平成13年～）

参考資料2-1

【背景】

- 我が国において、がんによる死亡は昭和56年以降、死因の第1位を占め、がん患者数は毎年増加傾向を示している。
- このような状況において、がん診療体制の一層の充実を図るなど、がんに関する積極的かつ効果的な施策の展開が重要かつ急務であった。

【目的】

- 日常生活圏域において、全人的な質の高いがん医療の均てん化を図ること。

【方法】

- 二次医療圏に1カ所程度を目安に、都道府県知事が推薦する医療機関について、第三者によって構成される検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認めるものを指定する。

平成25年 がん診療体制のあり方に関する検討会資料、
平成13年 地域がん診療拠点病院の整備について より

新たながん診療提供体制の概要

- 104の医療圏で拠点病院が整備されていないこと、拠点病院間で診療実績の格差があることなどの課題に対応するため、また、ライフステージ毎の問題にも対応するために小児がん拠点病院、地域がん診療病院等を設置した。

